

平成25年9月9日(月曜日)

(会議第2日目)

応招議員

1番	小松孝年	2番	小永正裕	3番	西村將伸
4番	坂本あや	5番	亀沢徳明	6番	宮地葉子
7番	矢野昭三	8番	山崎正男	9番	藤本岩義
10番	明神照男	11番	森治史	12番	宮川徳光
13番	池内弘道	14番	濱村博	15番	下村勝幸
16番	山本久夫				

不応招議員

なし

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

なし

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	大西勝也	副町長	植田壯
総務課長	武政登	情報防災課長	松本敏郎
税務課長	金子富太	住民課長	松田春喜
健康福祉課長	宮川茂俊	農業振興課長	野並誠路
まちづくり課長	森田貞男	産業推進室長	森下昌三
地域住民課長	村越豊年	海洋森林課長	浜田仁司
建設課長	今西文明	会計管理者	濱田啓
教育長	坂本勝	教育次長	畦地和也
監査委員	金子良一		

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長 酒井益利

書記 小橋和彦

議 事 日 程 第 2 号

平成 25 年 9 月 9 日 9 時 00 分 開議

日程第 1 議案第 24 号から議案第 48 号まで
(質疑・委員会付託)

議 事 の 経 過

平成 25 年 9 月 9 日
午前 9 時 00 分 開会

議長（山本久夫君）

おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

これより、日程に従いまして議案審議を行いますので、よろしくお願します。

総務課長より発言を求められております。

これを許します。

総務課長。

総務課長（武政 登君）

おはようございます。

議席に議案第 48 号の正誤表をお配りさせていただいております。開始早々からお謝りをしなければならぬのは大変心苦しいんですけども、正誤表をご覧いただいて、そして、議案第 48 号の参考資料集をご準備願いたいと思います。よろしいでしょうか。

参考資料の 2 ページをお開きください。

正誤表では、左が誤りで、右に正しく訂正を記載してございます。そこで、2 ページの概算事業費（見込み）の欄の、ずうっと下に下がっていただきまして、事業内容の所で赤字書きの新産業創造事業推進事業という所がございまして。そこに 2,800 万の文字が漏れてございました。年度別の区分の中には 2,800 万入ってございましてけれども、それを概算事業費の所で集計できてございませんでしたので、その欄に 2,800 万の記入をお願いいたします。

そして、同じく 2 ページの小計の欄でございまして。間違いは 3726693 となっておりますけれども、その欄を右側の正誤表で 3754693 にご訂正をお願い致します。

続きまして、10 ページをお開きください。

10 ページでは、今、2,800 万を追加致しましたので、10 ページの概算事業費見込みの欄の総計の欄でございまして。総計の欄が、数字が棒読みになりますと 18279826 になってございましてけれども、それを正しくは 18307826 にご訂正をお願い致します。

そして、次は 13 ページにお移りください。

13 ページでは、ページの表記が間違っております。13 ページにあります表の下の表が、左方にページ 18 と打ってございましてけれども、正しくはページ 26 でございまして、それぞれページ 26 にご訂正をお願い致します。

それから、ページは 26 ページに移動してください。

これも、先ほど来の 2,800 万を追加致しましたので、誤っている 3726693 を、右側の正しい方の 3754693 にご訂正をお願い致します。

そして、最後は 31 ページになります。

31 ページの下の表の総計の欄でございまして。誤りは 18279826 でございましてけれども、ここを 18307826 にご訂正をお願い致します。

冒頭からご訂正のお手をお煩わせ致しまして、ご迷惑を掛けました。陳謝致しましてご報告させていただき

ます。

よろしく申し上げます。

議長（山本久夫君）

これで総務課長の発言を終わります。

日程第1、議案第24号、平成24年度黒潮町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、議案第48号、黒潮町過疎地域自立促進計画の変更についてまでを一括議題とします。

これから質疑を行います。

初めに、議案第24号、平成24年度黒潮町一般会計歳入歳出決算の認定についての質疑は分割して行ないませんが、決算書に添付しております業務執行報告書について質疑のある方は、この分割質疑の中で併せて質疑を行ってください。

初めに、歳入のうち1款の質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

次に、歳入のうち2款の質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

次に、歳入のうち3款の質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

次に、歳入のうち4款の質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

次に、歳入のうち5款の質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

次に、歳入のうち6款の質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

次に、歳入のうち7款の質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

次に、歳入のうち8款の質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

次に、歳入のうち9款の質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

次に、歳入のうち10款の質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

次に、歳入のうち11款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

次に、歳入のうち12款の質疑はありませんか。

藤本君。

9番(藤本岩義君)

24、25ページ、民生費の負担金ですが。その中のですね、未収金が653万1,880円とありますが。

そのうちに、1点目は、老人福祉費負担金で12万8,400円とありますが、これは何でしょうか。

それとですね、前回も多分聞いたと思いますが、この保育料の未収金が近年ずっと上がってきておりますが、この間、管理者の方が言ったようにですね、現年度分は確かに減っておりますして81万円ぐらいになっておりますが。前にも提案をさせていただきましたけども、当時はまあ子ども手当だったと思います。現在は児童手当になっておると思うんですが、24年度からは。この付近の連携というのはきちっとされて、なおかつこれぐらい残っておるのでしょうか。

そこで私の方も、ネットの方でしたけども町の例規集をちょっと開いてみましたら、まだいまだにですね、子ども手当の分は載ってますけども、もう名称が既に24年度から変わっておる児童手当の事務取扱いの分がありません。今度、法が改正になってですね、多分通知が24年の3月31日付で厚生労働省の方から来ておると思うんですが。その中にはですね、公共料金の分で給食費とか保育料についてはですね、本人の承諾を得て特別徴収ができるということが書いてあると思うんです。それに基づいて、町も事務取扱いの規則を作らなくてはいけないと思うんですが、どうもあの。本の中はよう見てませんけども、現在、その取扱規則を作っておられるのでしょうか。そういう規則を作りながらこの未収金の回収に努めなくては、なかなかその回収ができないんじゃないかと思うんですけども、いかがでしょうか。

平成18年にはですね268万6,140円ございまして、これ合併当時ですけども、旧佐賀の場合は14万でした。この14万も、6月にはもうゼロになっておったと思うんですが。それが23年度には723万7,000円に増えてですね、いまだにまだ、若干は少なくなったとはいえ2、3倍になっておるといところだろうと思うんですが。

これはですね、やはりきちっと回収をしていかないと、ますます、その下にあります過年度の分が、繰り越し分が増えてくるということになってきますので、その対策はどのようにされたのかお伺いしたいと思います。

議長(山本久夫君)

健康福祉課長。

健康福祉課長(宮川茂俊君)

お答えします。

まず1点目の、民生費負担金の老人福祉費負担金の分の何かというご質問だったと思いますが。

老人保護措置という措置でやられる、老人ホームへ入っての負担金です。この負担金は、ご本人と、主たる扶養義務者といひまして、息子さんであったりの負担金が入ってくるようになります。

今回の未収額につきましては、主たる扶養義務者、息子さんたちの分で、町外におられる方でどうしても、電話連絡等をしようがですが、ちょっと連絡が取れなかったりして納付が遅れました。で、2名おりまして、6月、7月にはもう完納済みです。

1番の老人福祉費負担金については、そのようなことで構いませんか。

次に、保育料の関係ですが。まず、児童手当から特別徴収という形で徴収をしております。一番最近の数字ですが、9月に送付分につきましては15名分送付をして、特別徴収という形で徴収さしていただいております。

その効果として現年度分が、昨年度183万9,000円あったのが、今、81万円ぐらいになっております。特別徴収という形で徴収さしていただいておりますことによって、それだけ効果があったものというふうを考えております。

規則の関係ですが。保育料の児童手当からの徴収について新たに規則を設けたということはありませんが、ちょっとこれにつきましては規則の必要があるかどうか検討さしていただきまして、必要がありましたら早急に制定させていただきたいと思っております。

それと、その方針ということですが。まず、基本的な考え方は現年度からなくしていつ、滞繰に落ちないように、増えないようにということを基本にして、現年から中心に徴収しております。

以上です。

議長（山本久夫君）

藤本君。

9番（藤本岩義君）

一応、そういう児童手当というところでやっておられると思うんですが。

当然、その通達といいますか、国からはですね24年の3月に来てますので、当然その中に、今やられておる保育料の未納の分を現年度分から特別徴収すると。当然、まあ本人の承諾も必要なんですけども、やっていかないかと。

もう1点はですね、子ども手当の時分にも言いましたけども、現在、振り込みが大半だろうと思うんですけども。その振り込みをですね、そういう対象、未納といいますか、現年度じゃなくても未納分の方はその特別徴収ができませんので、その方についてはですね、やっぱり納税相談とか、税らあがやっておられる納付相談などをやられてですね、出納室の方で現金払いという方法も取れるように取扱要綱では前は作っちゃったと思うんですが。そういう形にしてですね、出納室の方とその担当との連携の下にですね、その方が来られたときに相談をしていくというような方向していけば、過年度の分もその部分で相当解決できる分があるんじゃないかなと思っております。

従前もですね、保育料が未納した方の期間がですね、20年に及ぶという方もおったようですが。まあこれは、その方が例えば5歳であったとしたらですね、その子どもがもう25歳で、次の子どもさんがおるという可能性もあると思うんですよ。そんな長期になってきますとなかなか大変であろうと。今、あるかどうかは分かりませんが合併の当時にそういうのがありましたので、そのことについては早く解決するように言いましたけども、一番長期についてはどれぐらいになっておるんでしょうかね。

それとですね、先ほど言いました事務取扱規則というのはですね、他町村ではもう既に作っておると、たくさんありますよ。これがないと多分、取り扱いの方法としてですね、今言われた特別徴収するに当たってもですね、国の法に基づいてやる取り扱いの規則ぐらいはないとですね。法が改正されたら子ども手当の規則は変えてですね、やっぱり即それに合わせてやらんとおかしいがやらないかなと。

ちなみに参考的に、隣の町の四万十町も取ってみましたけども、四万十町では第16条のところにですね、受給資格者の申し出による学校給食の費用や、そういうものを徴収できるというのをきちっと書いておるんですよ。特別徴収ができるようになったのは今回の児童手当の改正ですので。それを町が、その取扱規則も作らなずにですね、やりゆうのはいかなもなかと思っておりますので、ぜひですね早くそういうのを制定して、きちっとそういう所から整理をして、未収金の対応をしていくということが大事でなかるうかと思うがです。

ほんで、去年も言いましたけど、副町長がまあ答えはしましたけども、去年も全体の決算の中では2億9,000万余り未収金があつてですね、今年度も、多少は減ったといえ2億7,000万の未収金があるがですよ。この対策として当時副町長はですね、昨年6月の答弁によりますと、プロジェクトチーム等のあれを至急つくって行こうと。それから延滞金。完納した場合には延滞金が発生しますので、その延滞金も議会の方に報告もしますということでしたけど、いまだにまだその報告もなされてませんので。

未収金の取り扱いをやはり執行部としてですね、執行機関会議の中で検討するということでしたので、今まで1年間の間にどういう形で検討されて、これを解決するために努力されたのかも、併せてお伺いしたいと思います。

議長（山本久夫君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（宮川茂俊君）

私の方から答えられるところを説明させていただきます。

保育料が一番古いのは何年から残っているかというご質問だったと思いますが、平成14年の分が3名残っている方が一番古いです。

で、議員のアドバイスというかご提案どおり、窓口でご相談させていただいたりするように工夫しながら、滞納を減らしていくという努力はしていきたいと思います。

以上です。

議長（山本久夫君）

副町長。

副町長（植田 壯君）

私の方から、滞納に対する徴収の対策というところでございますけれども。

先ほど藤本議員が言われましたように、昨年からですね、町税等徴収対策検討委員会というのを設けてですね、現在、鋭意検討しております。そういった中で延滞金も含めてですね、なおかつ、どういう方法で今後徴収したら一番効率的に徴収ができるかということは今まとめておりますので。できましたらですね、今年内にはある一定、方向性を出していきたいなというふうに思ってます。

特に滞納の分につきましてはですね、公債権と私債権という部分がございます。公債権につきましてはですね、現在、徴収係を設けておりますので、その部分にですね、来年度から徴収をお願いしたいと。私債権につきましては、まだそこまではできておりませんので、私債権につきましてはこれまでどおり各担当の方でですね、対応していくということになりますけれども。

そういった部分につきましてはですね、今後も鋭意検討しながら、より良い徴収方法というものを方向を示していきたいというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。

議長（山本久夫君）

規則の制定については、答弁漏れで。

（議場から何事か発言あり）

暫時休憩します。

休 憩 9時 22分

再 開 9時 22分

議長（山本久夫君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

健康福祉課長。

健康福祉課長（宮川茂俊君）

すみません。事務規則につきましては検討しまして、作らないかんようでしたら早急に作らさしていただきたいと思います。（後段で健康福祉課長から「規則は制定されている」という訂正の発言あり）

以上です。

議長（山本久夫君）

藤本君。

9 番（藤本岩義君）

未収金の回収にはいろんな方法があると思いますので、執行機関会議の中で十分協議していくということでしたので、検討委員会もできておるようですので、そのことについては安心致しましたが。

やはり、これ以上増えていきますとですね、先ほどもちらっと別のところで話しよりましたけども、税外収入の部分の未収金等についてはですね、延滞金が 14.6 パーセントというんですかね、ほんと高額な利子が付くわけなんですよ。やはり、早くそのことは解決してあげることが住民のためにもなりますし。それから、少ない年金とかそういうのですね、きちっと、昨年も言いましたけども枕元の所に置いておいてですね、封筒へはめておいて、わずかなお金を、水道料にしても何にしてもきちっと支払われておる高齢者の方たちから見ればですね、非常に税の公平感とかそういうもの、公共費用の不公平感というのを、不満がたまってくると思うんです。やはり町としてはそのことをきちっと検討委員会で早く定めてですね、対策を住民の方にも示していただく。

で、14.6 パーセントの延滞金が付くなんていうのを知らん人らも結構おるじゃないかと思いますので、その付近も検討委員会で検討していただいてですね、やはり住民の方にご協力をいただくという方法を早急に検討していただきたいと思いますが。

議長（山本久夫君）

副町長。

副町長（植田 壯君）

お答えします。

少し分けて考えないかん分もございましてですね。例えば、税等につきましては公債権ということで延滞金が取れると。延滞金が取れるというか、督促も延滞金も取れるということになっておりますけれども、税外のいわゆる使用料的な部分につきましてはですね、私債権につきましては延滞金は取れない。いわゆる遅延損害金というのでも取れるということになっておりますので。まあ、内容的にはほとんどおんなじようなものでございますけども、若干、率は各市町村の考え方で対応できるというふうになっておりますけども。そのへんも含めてですね、今検討しておりますので。

いろいろ、今、藤本議員が言われましたように、徴収方法についてはいろいろあろうかと思っておりますので、そういういったこと。またいろんなですね、皆さんが納めよいような窓口といったところもですね、コンビニ等も増やしていきたいというふうを考えておりますので、よろしく願います。

議長（山本久夫君）

その他、質疑ありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

次に、歳入のうち 13 款の質疑はありませんか。

宮地さん。

6 番（宮地葉子さん）

すみません、29 ページお願いします。

29 ページのですね、一番上の所になりますけど、商工使用料の分で共同作業所縫製の滞納繰越分があります

が。
これです、場所と、何年ぐらいのものがたまっているのかということ、少しずつでも入っているのかな
という点をお聞きします。

議長（山本久夫君）

産業推進室長。

産業推進室長（森下昌三君）

それでは、お答え致します。

商工使用料滞納繰越分については調定額で165万円になっておりますが、ここの中には2名の方の滞納分が
入っております。1件は160万円で、もう1件は5万円です。

その5万円の方はですね、前年度の分が3月31日までに納入されなかったということで、すぐ次の年に、4
月にはもうはめていただいております。

それと160万の分ですが、これは平成16年に発生したもので、3年間かけて、24年度の4月1日から、4
月から分割で3年間で完済していただくように支払いをしてもらっております。

以上です。

議長（山本久夫君）

ほかに質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

次に、歳入のうち14款の質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

次に、歳入のうち15款の質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

次に、歳入のうち16款の質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

次に、歳入のうち17款の質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

次に、歳入のうち18款の質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

次に、歳入のうち19款の質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

次に、歳入のうち20款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

次に、歳入のうち21款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで歳入の質疑を終ります。

次に、歳出の質疑を行ないます。

初めに、歳出のうち2款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

次に、歳出のうち3款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

次に、歳出のうち4款の質疑はありませんか。

森君。

11番(森 治史君)

ページは127ページになります。

13節の委託料ですが、この中の児童館運営委託料という1,971万円ですかね、これ出てきておりますが。これは両方、双方、佐賀と大方にある分の委託料が合算で出ておるがと思うのですが、そうでしょうか。そこだけお願い致します。

議長(山本久夫君)

住民課長。

住民課長(松田春喜君)

お答えをします。

合算で出ております。

以上です。

議長(山本久夫君)

ほかに質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

次に、歳出のうち5款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

次に、歳出のうち6款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

次に、歳出のうち7款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

次に、歳出のうち8款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

次に、歳出のうち9款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

次に、歳出のうち10款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

次に、歳出のうち11款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

次に、歳出のうち12款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

次に、歳出のうち13款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

次に、決算書489ページの、平成24年度財産に関する調書についての質疑はありませんか。

藤本君。

9番(藤本岩義君)

492ページの所に普通財産で墓地ってあると思うんですが、これはどこの墓地なんでしょう。

議長(山本久夫君)

住民課長。

住民課長(松田春喜君)

お答えをします。

町有財産の共同墓地で条例に載っております、大方で言えば共同墓地が錦野、それから芝、上川口、それと佐賀の方でいけば舳坂と、ちょっと名前が出てきませんが、2カ所ぐらいあと追加であるという共同墓地の分です。

以上です。

議長(山本久夫君)

藤本君。

9番(藤本岩義君)

はい、分かりました。

1つだけ、ちょっと頭の中へ残っちゃったのですが、どこの墓地がちょっと忘れちゃったけども、地元へ渡しちゅうと。けどそういうことはできませんので、まあ町が持つか、宗教団体か、個人持ちかの話なんですけど。どこの集落か、大方の地域の中で確かその付近の明確になってない墓地があったと思いますが、今回はもうこ

れの中に加わってるんですかね。場所的にちょっと、今、記憶をようしてませんが。

議長（山本久夫君）

住民課長。

住民課長（松田春喜君）

自分の中で早咲というふうに1カ所、墓地がですね、共同墓地にするか協議中というふうに認識をしております。

以上です。

議長（山本久夫君）

ほかに質疑はありませんか。

矢野君。

7番（矢野昭三君）

494ページの高知県商品計画機構、110万の現在高ということになっておりますが、これは現在どんな形で運営しておるのか。

110万出資したことに對する、わが町に對してのこの見返りですね、具体的な。これはどんなもんがありますか。

議長（山本久夫君）

産業推進室長。

産業推進室長（森下昌三君）

すいません、ちょっと勉強不足で。

ちょっとこの内容を、また後ほどご報告させていただきます。

議長（山本久夫君）

ほかに質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

その他参考調書についての質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議案第24号の質疑を終わります。

次に、議案第25号、平成24年度黒潮町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議案第25号の質疑を終わります。

次に、議案第26号、平成24年度黒潮町宮川奨学資金特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議案第26号の質疑を終わります。

次に、議案第27号、平成24年度黒潮町給与等集中処理特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑はあり

ませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第 27 号の質疑を終わります。

次に、議案第 28 号、平成 24 年度黒潮町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第 28 号の質疑を終わります。

次に、議案第 29 号、平成 24 年度黒潮町国民健康保険直診特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第 29 号の質疑を終わります。

次に、議案第 30 号、平成 24 年度黒潮町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第 30 号の質疑を終わります。

次に、議案第 31 号、平成 24 年度黒潮町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第 31 号の質疑を終わります。

次に、議案第 32 号、平成 24 年度黒潮町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第 32 号の質疑を終わります。

次に、議案第 33 号、平成 24 年度黒潮町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第 33 号の質疑を終わります。

次に、議案第 34 号、平成 24 年度黒潮町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第 34 号の質疑を終わります。

次に、議案第 35 号、平成 24 年度黒潮町情報センター事業特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第 35 号の質疑を終わります。

次に、議案第 36 号、平成 24 年度黒潮町水道事業特別会計決算の認定についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第 36 号の質疑を終わります。

次に、議案第 37 号、黒潮町職員の給与の臨時特例に関する条例の制定についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第 37 号の質疑を終わります。

次に、議案第 38 号、黒潮町過疎地域自立促進事業基金条例の一部を改正する条例についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第 38 号の質疑を終わります。

この際、9 時 50 分まで休憩します。

休 憩 9 時 42 分

再 開 9 時 50 分

議長 (山本久夫君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

健康福祉課長から発言を求められております。

これを許します。

健康福祉課長。

健康福祉課長 (宮川茂俊君)

すいません、訂正をさせてください。

先ほどの 24 年度の決算書、歳入の 12、分担金及び負担金の所の民生費の保育料の徴収にかんして規則があるのかということでご質問をいただきまして、検討して制定する旨お答えをしておったのですが。

黒潮町保育の実施の児童の扶養義務者負担金徴収に係る規則という所で児童手当の徴収にかんして触れておりますので、規則は制定されておるということで訂正させていただきます。

すいませんでした。

議長 (山本久夫君)

よろしいでしょうか。

これで健康福祉課長の発言を終わります。

質疑を続けます。

次は、議案第 39 号、平成 25 年度黒潮町一般会計補正予算についての質疑は分割して行います。

初めに、歳入全部の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで歳入全部の質疑を終わります。

次に、歳出の質疑を行ないます。

初めに、歳出のうち2款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

次に、歳出のうち3款の質疑はありませんか。

坂本さん。

4番(坂本あやさん)

23ページをお願いします。

老人福祉総務費の中の、19節負担金補助及び交付金の60万円の説明をちょっと追加してお願いしたいんですが。

NPO設立のための費用だというふうにお聞きしてたと思うんですが、具体的にどういうふうな形でやるのか、少しお話しただけたらと思います。

議長(山本久夫君)

健康福祉課長。

健康福祉課長(宮川茂俊君)

民生費2項1目の、19の負担金補助及び交付金の60万についてのご質問だと思いますが。

これは高齢者生きがい活動促進事業費補助金で、高齢者や障がい者などが住み慣れた地域で生活できるように福祉サービスを展開するNPOの立ち上げを支援するための補助です。

NPOにつきましては、今後公募してから、応募の上決定して補助をするという形を取ろうと考えております。

質問、以上の答弁で構いませんか。

議長(山本久夫君)

坂本さん。

4番(坂本あやさん)

そうすると、NPO法人をつくるということですので、その法人をつくるためのどういう支援をなさるのかということをお伺いしたいんですが。

例えばですね、前回、あかつき館という法人を立ち上げたんですけど、そのときにはどういう形でそのあかつき館を指定管理に持っていくかというような形で、行政的な部分では検討委員会等を行って、どういうふうにあかつき館を指定管理に向けていくかという話し合いに公費は投じられたと思ってるんですが。具体的には、法人を立ち上げるわけですので、そこに公費を入れるという意味がですね、どのあたりの支援までをなさるのかということについてお伺いをしたいです。

例えばですね、その会をするときにですね、職員の方が出ていってお手伝いをするとかいうことはあるのかなと思いますが、60万のその使途ですね。何に60万要るのかということをお伺いしてるんですけど。

議長(山本久夫君)

健康福祉課長。

健康福祉課長(宮川茂俊君)

60万の使途につきましては、単に事務費ということで。

立ち上げの準備にかかわる事務費ということで、需用費であったり、役務費であったり、事務所借り上げ等の使用費であったり、備品代ということで、職員が入ってそのNPOの立ち上げを支援するというのではなく、立ち上げるNPOに対して事務費的なものを支援するという考え方です。

以上です。

議長（山本久夫君）

ほかに質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

次に、歳出のうち4款の質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

次に、歳出のうち6款の質疑はありませんか。

宮地さん。

6番（宮地葉子さん）

27ページですが、林業振興費の所で補助交付金ですね、森林整備地域活動支援交付金とありますが、これはどのような活動を支援するのか。例えばもう場所が決まってるですね、それを支援していくのか。ちょっと分からないんですけど、そのへんをお伺いします。

それからその下ですね、鳥獣被害対策防止がありますが、これもですね、県単事業だって説明がありましたけども。これは被害が多くてもう間に合わないからそういうふうになったのか、単に県からもう支援が出るからここに挙げたのか。そのへんもお伺いします。

議長（山本久夫君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（浜田仁司君）

森林整備地域活動支援交付金については、これは県の林業公社の分について森林経営計画を立てるための支援の費用です。

それから鳥獣被害防除対策、これ県単というのをちょっと訂正して、これ町単分で、部落要望というか個人からの要望が非常に多かったもので、追加して補正をするものです。

以上です。

議長（山本久夫君）

宮地さん。

6番（宮地葉子さん）

すいません、もう一度その森林整備地域支援事業ですけど。

これ場所は決まってるのかどうかいうのを、ちょっとさっきお聞きしたと思うんですけど。

議長（山本久夫君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（浜田仁司君）

場所については、林業公社と契約している個人の方の山です。

議長（山本久夫君）

ほかに質疑はありませんか。

森君。

11 番（森 治史君）

ちょっと場所になりますんですけど、同じ 27 ページの 5 目ですが。その 15 節に、工事請負金で久保浦いう地名が挙がっておりますが。私は旧大方ではないことだけは分かるのですが、その場所がどの辺か。できれば。

と、できたらどれぐらいの規模になった旨、の致します。

議長（山本久夫君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（浜田仁司君）

これは熊野浦の手前に久保浦いうてありますけど、ここの集落が 5 軒くらいありますが。その背後の土地が危険なということで、治山、山地災害の事業を県単を導入して工事を行うものです。

議長（山本久夫君）

池内君。

13 番（池内弘道君）

ページ、28 ページの水産振興費の 19 節の新規漁業就業者支援事業補助金ということですが、具体的な内容と、何人ぐらいとか、農業で言うたら新規就農者に係るような形なのか。その内容をちょっと教えてください。

議長（山本久夫君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（浜田仁司君）

漁業の新規就業ですが。これについては 1 名、入野の支所の方で 10 月より受け入れができるということで。100 万円の内訳としましては、15 万円掛ける 6 カ月分。その新規就業者の方の技術習得ということで 90 万。それと損害保険ですか、保険料が 10 万ということで、計 100 万ということです。県が 3 分の 2、町が 3 分の 1 補助するものです。

以上です。

議長（山本久夫君）

池内君。

13 番（池内弘道君）

今、話に聞くと半年、6 カ月ということですが。

その意味は 1 年とか 2 年とか、その期間は 6 カ月に限られるのでしょうか。

議長（山本久夫君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（浜田仁司君）

今のところは来年の 3 月ということですので、まあこれからその人が技術習得を図っていく上で要望があれば、町としても支援はしていく予定はしております。

平成 20 年に佐賀の方で 1 名、九州の佐賀から新規漁業就業ということで、佐賀の方の一本釣りの漁師の方に付いて研修をしておりましたが、その人はまあ、途中で終わったんですけど。引き続きそういう要望があれば、町としても支援はしていく予定はしております。

以上です。

議長（山本久夫君）

ほかに質疑はありませんか。

小永君。

2 番 (小永正裕君)

29 ページ、15 節でございます。1,650 万、入野漁港のしゅんせつということになっておりますが。

最近、台風来なくて幸いかと思いますけども、波が荒れたりするときはほとんど毎年1,500 万前後、あるいは2,000 万、そういう金額をですね、毎年計上せんといかんと。まあ、少なくとも2年に1回とか3年に1回、必ずこういう支出がずうっと続いてあるわけですね。

以前は10キロ以上沖へ落とすのが、港を出てすぐ東の方へ、あのグラウンドの沖ぐらいまで、長方形の間に全部捨てたときがあつてですね。そのとき、田野浦漁協の漁船の網を破って被害が出たということもありましたし。それから、ハマグリ稚貝を入れておりましたけども、全滅状態になってですね、ハマグリが埋め込まれて死んでしまうというふうなこともありました。

このしゅんせつというのは大変無駄なお金を計上せんといかんということになりますし、そういうまた別の面のマイナス面も出てくることは結構多くありましてですね、何とか構造的にその砂が堆積(たいせき)しないようにですね、抜本的に考えていく必要があるんじゃないかと思うわけですが、そちらの方は、県の方と相談したりとか、何とかしようとかいうふうなことは今考えてないんでしょうか。

それとも何か対処する、ただしゅんせつだけじゃなくてですね、構造的に海流を考えてですね、根本的にもう原因を取ってしまうというふうな考えはありますか。

議長 (山本久夫君)

海洋森林課長。

海洋森林課長 (浜田仁司君)

このしゅんせつの件ですが、構造的とか抜本的なところまでは、まだ調査も計画も現在のところはしておりません。

今のところ、うちの漁港関係の事業の中では、今年度、ストックマネジメントということで老朽施設ということで入野の漁港の施設の総点検をやって、これから向こう5年ですか、事業計画を入れて手直し、保全、修繕をしていく予定はしておりますが、抜本的な構造対策のことはまだ考えてはおりません。

以上です。

議長 (山本久夫君)

ほかに質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

次に、歳出のうち7款の質疑はありませんか。

森君。

11 番 (森 治史君)

7 款、30 ページの13 節、15 節になりますが、これは説明は聞いておりますんですけど。

約、合計で7,400 万というお金で缶詰工場を造ると。そこには雇用が付いてることで一概にその反対というような意味ではないんですが、どうして、場所の設定があまりにも津波の被害に想定される地区に。確かに土地そのものが町の土地ですので、土地を買わなくていい。それから、そのまま造成もしなくて工場が造れるという、いろんな利点はあるかもしれませんが、そこに何で足早に、早急にそこへ造っていかれるのかという疑問があります。

それと、第三セクターも今から興すということですけど。こんだけの住民の大事な、まあいろんな県の補助もはいちようけど、どちらにしても国民とか住民の貴重なお金を7,400万入れるんですから。まだ何も決まっていなくて、運営体制も未定。そこで出資金なんかの金額もまだ未定。で、第三セクターにするにしても、まだそれも未定。もうすべて未定の上でこんな高額なお金を組んで、なぜ早急にしなければならないか。事業そのものが雇用につながるから、それが駄目だという、雇用につながるもんやから駄目だというわけではないんですけど、あまりにも急ぎばやで事業を推進されてるように思うんです。

一番のはやはり、何言ってもこの津波が来たら潰れると想定されてる場所への工場の新築。これは仮に、今一時やって、もっと大きくなったときに別の場所へ造るとしても、これは二重投資になると思うんです。そういうことをなさったら。やけん、何でここにこんな、被害が出ると分かってる場所に工場を新築するか、早急に。そのへんの説明。それから、何もまだ決まっていなくて早急にするとかいう。

この2つの所をお願い致します。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

30ページ、7款の13節ならびに15節についてのご質問にお答え致します。

まず、場所の問題ですけれども。議員からご指摘がありましたように、まず第一に町有地というのがまず一つの大きな理由でございます。

それからもう1つは、設備投資の関係で、現在、特産協の施設が併設されているわけでございますけれども、今回のこのミニラボを建設させていただくに当たって、既存のボイラーを分岐させていただきたいと考えてございます。そういったことで、総工費をできるだけ抑えるといった意味合いもございます。

それからもう1つ、その町有地であるということなんですけれども、これはスピード感を持ってということでございます。これ13節の委託料にも係ってくるんですけれども、現在、ある一定販路を想定してございまして、そちらの販路の方と販売計画の方の打ち合わせをさせていただいております。相手方からおっしゃっていただくのはですね、来年度の、いわゆるAWといわれる秋冬ですね。この秋冬、9月から2月期、ここで販売をスタートさせていただきたいというのが相手方の意向でございまして。また、缶詰の特性と致しまして、製造してすぐに出荷できないという特性を持ち合わせた商品もございます。

よって、新年度早々にまずテストランを開始して、それから商品がいけるであろうという微調整が終わった後に製造に入っていくわけですけれども、その製造が終わってしばらくの間、ちょっと貯蔵期間というものも必要になってまいります。

そういったことを考えると、ぎりぎりこのタイミングでこの建設予算を挙げさせていただくしか、来年の秋冬には間に合わないという判断で。

特に、この早急な判断をさせていただいたのは、目の前にぶら下がったビジネスチャンスを取るのか、あるいは、もう少し待って詰めていくのかといったときに、これは3月議会、あるいは6月議会でも申し上げましたが、できるだけ黒潮町の情報発信力、ネームバリューが全国的にまだある一定のところにある段階で商売をスタートさせていただきたいというのがございまして、今回、少し議会の方にもなかなかご理解いただきにくいような早急なタイミングでございましたが、予算計上をさせていただいたところでございます。

それから、委託費の方です。運営母体の方でございまして。こちらにつきましても、6月議会では直営をというお話もさせていただきましたが、その後さまざまリーガルチェック、あるいは補助金、あるいは起債、こういったものを調べるにつれ、三セクの方がスタート段階ではイニシャル投資が少なくて済むという

判断に至りました。よって、三セクの委託料を組ましていただいたところでございます。

それからもう1つは、すいません、あちこちになって。三セクを予定してございまして、特産協の隣接地に併設をするというようなことになりまして、これまで三セクの設立準備会を8回だったと思うんですけども、にわたって開催をさしていただきました。経営収支計画をもう一度見直して、これでほんとに出資がいただけるかというような経営計画を組み直してみましたところ、なかなかちょっと累積赤字の膨らみを抑えるような、そういった経営計画にはならないだろうということで、新たな三セクで何とか、特産協が今までやってきていただいた機能をしっかりと残していくと。そういった方向性も一つ選択肢としてあるべきだという結論に至ったところでございます。そうなりますと、できれば、遠く離れているよりも近くで施設を併設した方が、プロジェクトコントロールといえますか、行政の方も素人でございまして、単純に物理的距離をですれコントロールするのに難があるという判断に至り、今回、立地も選択さしていただいたところでございます。

議長（山本久夫君）

森君。

11番（森 治史君）

まあ、いろいろと説明はしていただきましたけど。

どうしてもその第三セクターになった場合ですけど、これはまあ、今は何か裁判によっては地方自治体が責任を持たなくてもいいような事例もちょこちょこ出てきてるようですけど、相対的に、まあこれ、結果論の話になります。成功するか否かということですので、どちらかですけど。

この第三セクターの一番怖いのは、やっぱり働いてる方々が親方日の丸。この言い方は悪いかもしれませんが、少々の赤字があっても行政からまた補助がもらえて運営していけるという、そういうような気持ちになった関係の所が多くあるようにお見受け致します。それで、第三セクターで経営が黒字で大きになっちゃうとこがありますので、絶対第三セクターが間違ってるとは思いませんけど、そのへん、第三セクターの7割ぐらいの所、8割以下は四苦八苦しよう。その中でまた、とんとんならええけど赤字体制の所があると。まあ、第三セクターで県内でもかなり大きな事業をやった所が閉鎖した。その解散するについては、やはりそれに出資した各市町村がそのあれを持たないかんってきたとかいうような新聞記事も出ておりましたけど。

一番の懸念するのは、まあ、役場がやりようことだという認識でやられるのか、第三セクターであれども、やはり自分らが出資してやりよる一民間の企業で、赤字があれば我々が補てんいうか被らないかんというような気迫でやるのか。このへんがはっきりしてないと、第三セクターは確かに今必要だという部分も分かりますけど、やはりそこでできた経営母体の運営者の方々が本当に、万が一この会社がつぶれたら、我々が身銭を切っても住民には迷惑を掛けないというような意志があってやられるがだったらいいんですけど、そのへんがものすごくあいまいになるのが第三セクターと思うんです。

そこと、やはりどうしても一番気になるのが津波の来る場所。今ある特産協の場所ですら、もうこれだけ出資して事業を入れていうても、それは明日来るか、100年先に来るか、これは分かりません。けど、やはり津波が来たときに一定の被害が被る場所ということはもう分かっておりますので、そのいろんな連携とか何とかいうことで。まあボイラー一つにしても、工場を向こうから借りるいうか分けてもらったらボイラーを設置せんでもいいという、そういう事業をする上ではメリットがあるかもしれませんけど。本当にこれ、この場所でやってて弊害がないのかいうものも含めて、まああれですけど。

一番私の聞きたいのは、第三セクターになったときに、運営母体の方々が本当に、民間の企業で自分が立ち上げてやったような気力で営業をする体制が取れるような人選になっていくのか。そのへんを。ちょっとまだ決まってないと思うんですけど、そのへんぐらい。何があっても役場はもう知らんよと。ここの出資はする

けど、後はあなた方が運営するんだからあなた方で努力してくださいというようなやり方をやっていくのか。
そのへんもお聞き致します。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

すいません、再質問に答弁させていただきます。

議員おっしゃられるとおりですね、法人、あるいはさまざまな人格を取った中で、この運営母体がしっかりしているのかはしていないのか。これが最大のこれからのテーマだという認識は、共通認識として持ってください。

よって今回、ちょっと予算書にですね、ミニラボって書かさせていただいておりますけども、ちょっと表記が適切でないかも分かりません。ラボというのはご承知のとおりラボラトリーのことを指してまして、基本的に語句の意味は研究とかですね開発室であるとか、そういったことになってございます。ただし、先ほど申し上げましたように、自分たちが想定していなかった販路がですね、大きめの販路がちょっと想定されたことから、このラボ機能だけではなくて、少なくとも、少量でも販売にという企画会議の結論に至りまして、今回、少しラボにしては予算が大きくなってございます。

この経営母体の三セクのことについてですけれども。そもそも黒潮町が持っている情報発信能力を最大限生かそうとすると直営が望ましいというのが、当初の私どもの考えでございました。こうなりますと、もしかしたら、むしろ議員がおっしゃられる親方日の丸の直営の方が働いてる方には意識的には少し大きなものになるかと思えます。

それから、この三セクでございますが。今、販売計画もずっと組んでいるところでございますけれども、この販売計画によって単純に単年度で赤が出たので、その補てんは一切なしですよとかですね、あるいは、出資金をぎりぎり抑えた上で経営計画を組みながらも、何かのアクシデント、あるいはさまざまな修正、改善。こういったものを加える過程で費用が発生しましたということになったときに、自分たちが何を判断基準にして公金を再投資するのか、あるいは資本金を増額させるのか。こういった判断基準の中には、将来的な投資につながるかどうか。要は、今入れる公金で新たな利益が生み出せるか。そして、その利益から雇用が生み出せるか。こういったことが判断基準になるわけでございます。これまでの黒潮町の取り組みでここが最も弱かった所であったと、自戒の意味も含めて反省をしているところでございます。そこを埋めていただくために、今回、あの3月当初議会で皆さんにご無理を言ってお認めいただいた委託費用でプロの方を少しお雇いをさせていただきました。

そういったところで、順次販売計画を組んでいるところでございますが、この精度が高いものができて皆さんにご提示させていただけるという段階に、今のところ残念ながらなってございません。しかしながら、先ほど申し上げましたように販路先との協議を踏まえた上で、来年の秋冬商戦、ここに商品に乗っけていくためにはどうしてもこの段階でやる必要がある。当然のことながら、議員からご指摘がありましたように、この法人化、この運営母体をどう育てていくのか。実は今回、いきなりマルチ工場といいますか、ちょっと大きめの本社工場ですね。ここにいかなかった最大の理由も、実はここにございます。いきなり本社工場の建設にいきなると非常にリスクも高いですし、またその運営母体の人材が育っていない、それから製造ノウハウがない。これが最大の自分たちのマイナス要素であると思っております。そういったものを埋めるために、比較的小規模なラボ機能からしっかりと人材を育て、そして製造ノウハウを得ていくと。こういった過程を踏む必要があるという判断の下で、今回、予算計上させていただいたところでございます。

議長（山本久夫君）

ほかに質疑はありませんか。

宮川君。

12 番（宮川徳光君）

同じ項目いいですか、産業推進費の 15 節の工事請負費の件ですけども。

今、森議員からの質問の中で収支の見込みというものが、ちょっと私から聞いてみたいと思ひまして質問致します。

それとあとは、特産協の施設がある所に建てるということで。あの場所には販売施設の建設を予定しておると思ひようんですけども、その販売施設の件がどのような動きになっているかということが 1 点。

あと、ここで質問できるかどうかちょっと定かではありませんけども、特産協の見通し。

もし答えられるようでありましたら、その 3 点お願いします。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

まずですね、販売施設の関係でございますけれども。県ともずっと協議を進めてございまして、自分たちがですね先般、第 8 回目の特産協の三セクの設立準備会、こちらを開催さしていただきまして町の意向をお伝えし、合意形成に至ったと。自分たちが認識している案件は、特産協の単独での三セク化、これは留保させていただきますということでございます。そして、これまでさまざまな計画を持っておりましたが、これも三セクの留保と同様に留保させていただきますということが、まず第 1 点でございます。

それから、先ほどのご質問でもお答えしましたけれども、特産協に非常に有能な機能がございまして、3 月議会で 2,270 万の委託費を組まされていた内容の中には、スイーツの開発というのもあったとご記憶いただいていると思ひます。こちら、商品も実は出来上がりまして、パッケージデザインもほぼ出来上がりまして、今、微調整ということになってまして、実は、この 9 月議会で予算計上させていただき予定になってございました。しかしながら、企画会議の方ではゴーサインが出たんですけども、私の方からちょっとストップをさせていただいて。

というのは、これも先ほどの答弁と重複致しますが、少なくとも企画会議で委託料を組んで、プロの方にご参入はいただいておりますけれども、三セクとなりますと実際に運営するのは町ももちろんですし、それから運営母体の方もそう。しかしながら、この 2 つの缶詰とスイーツのプロジェクトを同時推進していく、そのプロジェクトコントロールの能力に欠けるという判断を自分は致しております。よって、スイーツの方は実は先送りをさせていただきました。そういったことを次年度、26 年度にしっかりと整合性を取りながら、今、既存の施設で一体どういう販売計画が適切なのか。あるいは、今後の施設の増築の計画の中では、将来の方向性と整合性を取るとどのようになるのか。こういったことをですね、これから詰めていかなければならない作業が待っていると。このようなことになろうかと思ひます。

大枠で申し上げますと、缶詰は缶詰、新産業は新産業で進んではおりますけれども、しっかりと特産協がこれまで取り組んできた機能を機能吸収できるような形で、しっかりと一本化してまとめて。最終目的は、もうとにかく住民の皆さまのためということな、そのような事業になるように、今、一生懸命整合性を取ってるといふ段階でございます。

（議長から「町長、収支の見込み」との発言あり）

すいません、答弁漏れがございました。

収支につきましては、すいません、重複の答弁ばかりになるんですけども。現在、想定している販売先とさまざまな協議を進めておまして、先般ご試食いただいた40種が全部並ぶという、そのようなことにはなっていないです。いわゆる棚取りっていうやつでスペース取りをさしていただけるということになってまして、そこに幾つの商品が並ぶのか、まずこれの協議が必要になります。それから、そこに並ぶ商品は何なのかという協議が必要になります。そうなりますと、この並ぶ商品によって生産原価と販価が違いますので、収支計画はもう少し販売計画の中で相手さんと少し協議を詰めた段階でないと、精度の高い収支計画は出てこないということになってございます。

残念ながら現段階です、皆さんに詳細な収支計画をお示しできる段階にないということでございます。

議長（山本久夫君）

宮川君。

12番（宮川徳光君）

収支の計画がないとのことでしたが、

この今、話に出てきております特産協につきましては収支計画が一応ありまして、まあ結果はそのとおりにはいかなかったがですけども。収支計画もないような時点で、建物いいますか、こういう大きな金額の投資いうのもちょっと逆転してるようなふうを感じるがですけども。

その収支計画的なやつはいつごろ出るような予定になっておりますでしょうか。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

収支計画を組むのですね、先ほど申し上げましたように、最大のその判断基準といえますか、数値を乗せていかないかんわけがございまして。

ご試食いただいたときに分かると思うんですけど、例えば非常に汎用性が高く、市場性に非常に富んだ商品、全国的に言いますとツナ缶ということになると思うんですけど。あれはポケット4号缶といまして、一番小さいサイズですね。あれは原価率が非常に高く、販価が非常に安い。で、利益、利幅が非常に少ないという商品になってます。

それから他方、カレーとかをご試食いただいたと思うんですけど、あれ6号缶といまして、4号缶から比べるとちょっと縦に長い。ああいうやつはですね、素材缶として売ると非常に安いんですけども、例えば味付けをする、何かのコンセプトが乗っかるということで、非常に利益を確保しやすい商品になってございます。しかしながら、これプロダクトアウトで、自分たちがこういう商品でという意味は販路にもお示しは致しますけれども、テストマーケを打った結果、この商品でお願いしますと言われてある一定の商品の想定ができないと、なかなか精度の高い収支計画が組めないということになってございます。実は、粗のやつは組んでるんですけども、あまりにもこの想定の変動幅が大き過ぎて、なかなか今の段階でその収支計画を議会の皆さんにお示しすることが適切なのかどうなのかというのは、企画会議の中でも少しまだ時期尚早であろうということになってございます。

それからもう1つ、タイミングのお話ですけども。この予算をお認めいただけますと、三セクの協議に入っていきたいと思っております。三セクの協議に入っていくときに、運営母体の人材育成であるとか、製造ノウハウをどうやって蓄積していくのかということももちろんですが、まず出資金、ここのご相談をしなければなりません。そして、この出資金をいかように算出していくのか。

今、自分たちが考えているのは、缶詰という特殊製品で、要は仕切りまでの期間が非常に長いということが

ございますので、ランニングを考えると、いわゆる2カ月、3カ月、その収入なしの状況が続くであろう。それにプラス、テストランの期間も必要でありますので、その間の資金を資本金として出資をお願いをするというようになってございます。その出資金の確定の段階では、そこそこの商品群と、その実際に並ぶ商品が選定されているというのが大前提でございまして、これがないと出資金の算定もできないというのがこれからの流れになってこようかと思えます。

ただし、この出資金の確定までにはですね、まだ相当時間を要するかと思います。特に、来年の秋冬商戦に乘せるというのが最大の目標なんですけれども、これから今年の秋冬商戦が始まります。その市場動向の調査もさしていただいたり、あるいはバイヤーさんのお考え、こういったことも適宜考慮していきながら、来年の販売計画を組むと。それに従って収支計画を組んでいくということになりまして。

できれば年明けぐらいまでは少なくとも収支計画をご提示するには期間が必要であろうかと、そのように思っております。

議長（山本久夫君）

宮川君。

12番（宮川徳光君）

まあ、いろいろと説明はしていただいたがですけども、いずれにせよ、その経営の計画というもんがまだ示されないということでございますので、こういった状況で私たちが判断するには、何言いますか、もう町長がいろんな総合的に勘案して、これで大丈夫という判断をしたというふうなことになるかと思えますが。

その確認を1点さしてください。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

まず、自分の判断でございますけれども、何をもちましてですね、その良しとして予算計上をさしていただいたのかというところにはご異論もあろうかと思えます。

ただ、このプロジェクトメンバーとですね、この5カ月お仕事をさしていただいて、自分たちが想定している以上のスピード感、いわゆるですね一番言われるのは、2年後の商談をできるような、そんなビジネスのルールはありませんよというのがまず第一です。つまり、いくら頑張ってもですね、せいぜい1年半先が精いっぱいですよ。再来年、こういう商品を納入しますからなんていう商談は現実的にビジネスの世界ではあり得ませんというのがプロの方のご指導です。当然のことやと思えます。その時間的スケジュールの整合性と。

それからもう1つは、そのプロジェクトチームの皆さん、プロの皆さんの力量ですね。委託しておいてちょっと変な話なんですけれども、力量判断も実はこの5カ月かけてさしていただきました。非常に大きな販路をお持ちですし、商品企画力も非常に富んでいると。うちに入っているあの企画のメンバー3名はですね、実は全員、県庁ともお仕事さしていただいているようでございまして、そちらの方からも非常に高い評価があると。委託費を組む前にですね、調査を掛けさしていただいたところ、そういうことでございました。

よって、これまでの5カ月のスピード感と企画の精度、こういったものをこれから2カ月、3カ月やっていくことで、またさらに高みまで持っていけるだろうと、あるいは精度の高いものができるだろうということは自分が判断をしております。

しかしなら、それがどの部分の数字で良しとしたのかと言われるとですね、現在、議員の皆さんがご不安、ご心配されているように、こういった数字から大丈夫ですという判断で今回の予算計上には至っていないということになってございます。

議長（山本久夫君）

山崎君。

8 番（山崎正男君）

大事なお話をされている中でですね、私はこの財源の問題ですが。

7,400 万の予算を組まれて7,140 万が国庫で入ってくるという起債になっておりますが、この国庫を見ておりますと、総務費の中で入ってくるような状況ながですかね。観光へ使うとこ、商工へ使うとこですが、総務費で計上しておるといふことの理由をお願い致します。

それからもう1点ですが、先ほど議員の方から津波の心配のことで質問もございましたが。将来的には、20年、30年先のうちにはですね、それ以内に津波も来るであろうという想定ですので、当然今、ここへ建つといふことは心配もございませぬ。ところが執行部の考え方はですね、今はそれよりも地域の振興策、これを優先するといふ、こういう考え方でよろしいですかね。

議長（山本久夫君）

副町長。

副町長（植田 壯君）

財源の問題につきましてお答えさせていただきます。

この財源につきましては、ここにありますように国庫支出金ということで7,140 万計上させていただきました。この財源につきましてはですね、皆さんご承知のように平成 24 年度の国の景気対策を使ってですね、現在、公共工事を道路を中心にですね、24 年度に補正をさしていただいたところでございませぬ。その裏財源という形でこの補正対応した場合には、その補正の裏財源としてですね補助金を、まあ交付金。地域の元気臨時交付金というもんを交付されることになっております。その財源を活用して、今回は計上させていただきました。従いまして、総務の方にこの分は一括で現在計上しておりますので、総務費の方に計上させていただきました。

以上でございます。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

すいません、立地のお話を答弁させていただきます。

もちろん、産業振興をですね重視さしていただいたというのは議員のご指摘的のとおりでございます。ただ、防災と産業振興をゼロか100かで判断したということではなくてですね、さまざまな要素の中で総合的に判断をさせていただいた。その最大の判断が、先ほど申し上げましたように、来年の秋冬には乗っけたいといふところが最大の判断基準になったということでございます。

議長（山本久夫君）

ほかに質疑はありませんか。

明神君。

10 番（明神照男君）

私、この9月議会は、皆さんもご存じのようにマグロの関係があつて福岡へちょっと行かしてもろうちよつたもんで、この町議会欠席させていただいて誠に申し訳ございませんでした。

私、質問は、先ほどの同僚議員の質問にもあつたように、15の工事請負費の関係ですが。

この事業は、以前町長からね説明いただいて、ほんで自分は、これは本来やったら民間が考えないかんことやと。しかし残念なことには、もうそういう力がない。そういうときに、行政がまず道をつけるというような

お考え。それで、先ほど副町長の説明にもあったようにお金も国から出てくることで、ありがたいことやきにやったらええと思いますというようなことを言わせてもろうたわけですが。

それで、そのときに災害における非常食が、自分は、めんの事業ということと、ほんで、そのための缶詰。その非常食の缶詰になる材料というか、専門的なこと分かりませんが。それらは自分は、まずこの地場産のものを生かすというようなことともあっていうように自分は理解しちよったわけですが。そういうことで、これはまあええことやねというように思うておったわけですが。それから後、6月、ほんでこの9月と。それで自分、協議会にも休ましてもろうちようし、6日の日も休ましてもろうちようき、説明があったかとも思うがですけれど。

まず1点お聞きしたいがは、この事業計画。同僚議員の質問に対しての説明もありましたけれど。まあ自分ねえ、事業計画は大事やと思うがです。これはね、ほんで、まずそれをお聞きしたい。それが1点です。

それで、その事業計画の中に缶詰工場を建つと。これ6月にもお聞きしたことでしたけれど。ほいたら場所はどこぞよと。ほんでその場所というがが、まあ、これもいつ来るか分からん。明日来るか、いつ来るか分からんようなあれですけど、地震が起きて津波が来ると。ほいたら少のうても、その津波の浸水に対して、ここやったら心配ないねというような所を自分は選定するかなというように思いよりました。というのが、まあこれ私事になりますけれど、自分うちの会社でも従業員の皆さんに、申し訳ないけれど一番うちの会社、怖いところやと。津波が来たら。ほんで、できたら安全な所へ持っていかないかんと思うと。いうことで自分、まあ佐賀の、まあここら辺りは山の上も見ました。けれど、適当なあれもない。

それで、この前は東又へ、目的で行ったがやないです。たまたま東又へ行ったときに、あ、ここらやったら津波の心配もこれはないと。それから、山奥やけんどこそこは窪川ほど山があるき寒いこともないみたいや。それから、国道からもそれほど入ってない。まあ、そこへ持っていかいかんとかいうことやないですけど、ここらやったらあんまり心配ないがやないかなというような思いを持って。ほんで、1つ自分ね期待していたのは、もし町がこの事業でどっか高台でやるとしたら、それはある程度適当な土地やと。場合によったら、その近くへ土地を相談するとかいうような場合、そういうことも考えられるかないうような思いもまあ持つておったわけですが。が、お聞きしたら早咲のところですかね、いうようなことで。

ほんで、事業として考えたときに、自分この問題は佐賀の道の駅のときもお聞きしたことでした。あそこも津波の問題がある。そのとき自分、町長に、自分の記憶としたら聞いていただいたように思うておるがですけど、町長、これは自分は自分のお金でやるがやったらようやらんと。いつ津波が来るか分からん。造って、あくる日に津波が来てパーなることもある。現実には、東北では家建って、入る前に駄目になったいうようなお話も聞いて。それはあるかないか分からんことで、そんなこといちいち気にしよったら何もできんがですけど、事業として考えた場合は、やっぱそういうこととも考えてやらないかんと思うておったわけですが。いうことで、その事業計画の中には1つは工場の問題。それはまあ決まったというようなお話ですが、これはどうかたと自分は思います。

それからもう1点、その運営の問題。まあ、先ほどのお話では第三セクター方式というお話のようでしたが。自分ね、これも前も何かで聞いていただいたこともあると思うがですけどね、第三セクターの方式、一番ええと思います、自分は。ただ問題は、運営に問題があると思うがです。ほんで自分、これももう7年、8年なりますけれど、自分らも漁船の建造の事業を県へ提案して、ほんでいろいろ検討の結果、よかろうという話になったがです。ほんで自分そのときにね、運営を第三セクターで自分はやたらええと思いますいうて県へ提案しました。現実には、まあ自分は99パーセント、第三セクターは失敗しちようように自分は思うちよるがです。けれど、1パーセントは成功しちよう。その成功しちよるのはね運営や。結局、ほとんどの第三セクターがね、

責任者がおらんがですね、ほんとの。これは。

ほんで自分、県へ提案したのは、責任者を。平成14年、5年ごろでしたきに、公募をしていうことがはやっちゃったときです。ほんで自分は、その責任者を公募すると。で、その方にも出資してもらおうと。ほんで出資してもらって、全責任をその方にもう自分らも任すぜよと。持ってもらうぜよという方法やったら、自分はね、あの事業も県が2割、補助金補助してくれるいう事業でしたきね。ほんでそのとき自分、言わしてもらったがです。うちは5億で造っちゃう。この事業を利用したら4億でやれる。ほいたらはや1億の差がそこに出てくるき、まともにやったら絶対失敗するはずはないという自分の考えで提案したことです。それでしたけど、結局あれが県漁連さんに県が税金使う。ほいたら信連も助けたい、漁連も助けたいいうがで漁連さんに持っていったきね。ほんで、自分思ってた。ああ、もうこりゃ駄目や思うて。ほいたら結局、漁連さんもよう受けざった。ほんで、あの事業パーになったがです。いうことでね、自分、この第三セクターは悪いことないと思ひます。ただ問題は、どういう形のものにするか。どういう責任の所在をはっきりしたものにしようかと、自分は思うがです。

そういうことで、まあ場所にしたらあれですけど、取りあえず事業計画ね、一応どれぐらいの事業。ほんで、設備投資にどればあお金が要る。ほんで、計画としての売り上げはどれぐらいのものやというようなものをお聞きしたいいうこと。

それから、位置の問題はもう決まっちゃういうことですき、今さら、あこは地震が起きて津波が来たら。第一、地震が来て津波が来る前に液状化の問題が自分、心配されるがやないか思うが。まあ、そういうことはありますけど一応決まっちゃう。ほんで、今言う第三セクター。ほんで第三セクターも町長のお考えのようですから、それはそれで自分は反対はしません。

ただ、どういう形の仕組みにするか、責任の所在をどうするか、いうことでお聞き致します。

議長（山本久夫君）

明神議員、再質問からは質疑をお願いします。

町長。

町長（大西勝也君）

まず、母体のお話でございますけれども、三セクを想定しておりまして、三セクでいかしていただきたいと思っております。

この経営母体のお話はもう4月当初からですね、実は最大の課題として自分たちもとらえてまして、いかなる手法で人材育成をしていくのか、あるいはその人材発掘をどうするのか。こういったこともずっと会議の中ではメインテーマとして取り扱われてきたところでございます。

これに対して、明確に今こうですと。あるいは、出資比率に応じて責任配分はこうなってますというようなことまでは現段階でお示しできるようにはなっておりませんが、少なくとも今回挙げさせていただいたこのミニラボの運営にかんしての出資の過半はですね、間違いなく町が分担するというような計画になろうかと思ひますので、当然のことながら町も責任を負うということになります。

それから、経営計画の話ですけども。これも先ほど来答弁させていただいたとおりですね、非常に難しいことがございまして、はなから論理矛盾を抱えてるといいますか。先ほど申し上げましたように、まず商品がある、あるいはこういう商品が作れる設備がある、規模はこうであるということがないですね、既に商談すらできないということがまず第1点です。商談ができないと経営計画が組めない。これがまず第1点。

しかしながら、それが無い段階で収支計画を組もうとすると、まず商品を作らなアカンその商品が日産どのぐらいの量ができます、品物の品質はどうです、ということのこの品物の品質というのは、いわゆるOEMを掛

けまして試作品を作っていただくことはできるということで、一連の流れの中からできることをまず今までやってきたということでございます。そして、できることをやった結果、どうでしょうかという商談をさせていただいたところ、よろしゅうございますということで。これからちょっと微調整は要りますけれども、その段階を踏まないとですね、経営計画、収支計画は組めないということになってございます。

それから、議員からおっしゃっていただきました事業計画の方でございますけれども。

昨年3月議会で、全員協議会だったと思うんですけれども、整体的なご説明をさせていただきました。自分たちは缶詰工場をやるわけではなくて、一つの手段として缶詰工場が位置付けられたということでございます。つまり、思い出していただく方もおられようと思いますけれども、公共福祉の部分が総売上の中に組み込まれてると。よって、公共投資がずっと年々続いても大丈夫なんやというような継続性のないモデルから、しっかりと市場で通用するビジネスモデルを作っていかなと、これからの黒潮町の若い子が残っていけないということで、とにかく市場で通用するモデルを作りますということからスタートした議論が手法として缶詰に行き着いたということで、この缶詰は間違いなくメインプロジェクトになろうかと思えます。しかし、これをやるわけではなくて全体の中の一部分が缶詰ということで、事業計画の中の位置付けというのはそういうとらえ方を自分たちはしています。

その中でさらに落とし込んで、この缶詰の事業計画はということになりますと、先ほどおっしゃっていただきましたように備蓄。非常食であったり、防災食であったり。こういったフレーズは、ビジネス上、黒潮町が使うフレーズとして非常に市場性が高いという判断を自分たちはしています。しかしながら、これだけで商品回転が確保されるとは思っていないので、しっかりと市場で流通する、日々回転するような、日常食も作っていかんといかんということは、もう結論が自分たちの会議では出ています。その整合性をどうやって図っていくのか。あるいは、今、販路からですね、実は2、3注文をいただいております。商品の注文ではなくて、商品コンセプトはこうやっていってくださいと。それに対応するためには、実は工場の施設もですね配置換えがあったり、取らなければならないスペースがあったり。これは明神議員の方が詳しいと思うんですけれども。例えば、じゃあ HACCP（ハサップ）対応どうしましょうかとかですね、アレルギー対応をどうしましょうかとなると、どうしても枠が決まってまいります。そういった中で、精いっぱい公費を下げたための努力をした結果、このぐらいの予算計上で。なおかつ、既存の施設のボイラーも分岐さしてくださいというようなことも県と協議をさせていただいて、できるだけ公費は抑えてもですね、どうしても最小限このぐらいは掛かってしまうということが、今回の予算の事業計画の大きな中身になってます。

さらに、これから自分たちが想定している、いわゆる議会答弁で申し上げます本社工場。これに移行するということになりますと、多額の投資が必要になろうかと思えます。しかしながら、これはしっかりラボでテストマーケティングができて、この商品ならライン生産に乗っけても大丈夫ですよ。いわゆるそんだけの日産できる量をですね、はける市場を確保しています、あるいは確保する見通しが立っていますというところまでいかないですね、なかなか3億も4億も突っ込んでですね、大きな工場の建設には至らないと。よって、できるだけ前倒しをさせていただいてこのラボで、先ほど申し上げましたように人材育成、それから製造ノウハウの蓄積、そしてテストマーケティング。この3つをしっかりとやらさせていただいて、本体へできるだけ早く移行させていただきたいというのが全体の事業計画でございます。

議長（山本久夫君）

ほかに質疑はありませんか。

森君。

11番（森 治史君）

町長にお伺いしたいんですが、第三セクター、まあ設立の方向でいってます。

私、ここに役場の職員さんを張り付ける形を取るのか、それともそこには、私としてはそういう所にもう一遍思い切って、まったく役場の職員を派遣するがじゃなくて、役場の職員とそこの方とは分離して。第三セクターは第三セクターやから役場から職員の派遣はなしに、思い切りそこで、言われたら退職した方もいうたら公務員さんとかはなるだけ入れずに、まあ一般企業で戦士となった方々と言ったら言葉が悪いかな。そういう方をメインにしてよね。役場は確かに出資はするけど、役場が企業形態にまで口を突っ込まんような体制に腹をくくって考えておられるのか。それとも、やはり役場も出資してるんだから、そこには当然、役場から課長補佐程度か課長クラスの人が行って、その第三セクターのトップではなくてもどっかの役におるのか。そういう考え方、二通りあると思うんですが。

私としては一度、役場という行政から外してしまっという枠組みも一つの冒険だと思いますけど。逆に、成功するか失敗するかはやってみな分らんことですが、その方が面白い成功があるがではないのかなというように思うんですが。

町長としての考えを。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

新たな経営母体ができるときに、役場との関係はどうなるのか。いわゆる議員からご指摘いただきましたように、うちの職員を派遣するのかどうなのかというのは、これからの設立準備会で詰めていかなければならない課題だと思ってございます。

ただしですね、どうしても稼働初期段階では役場の職員を配置する必要があります。6月議会で答弁もさせていただいたと思うんですが、缶詰の最終工程、殺菌前にですね、いわゆる、ふたをする作業がございまして、巻き締めという作業がありまして。ここはどうしても、巻き締め技術者という資格を持っている人間が工場内にいることが工場稼働の条件になってございます。つまり、資格所得者がいないと工場が稼働させられないということになってございまして。

ただし、町内にですね、なかなかその巻き締め技術者がいるとは到底思えないので、8月お盆明けからですね1カ月の社会人コースに産業推進室の職員を講習に現在派遣しているところでございまして、あと1週間程度で帰ってくると思いますが。その職員がですね、巻き締め技術者の資格を取得して帰ってくるようになります。そうすると、新たに工場を動かしていく経営母体の中で、その資格取得をしていただけるまでの間はですね、どうしてもその職員個人的にその資格を配置する必要があります。稼働初期段階からはどうしても職員を配置する必要があります。今のところはそういうふうな考えに立っております。

議長（山本久夫君）

ほかに質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

次に、歳出のうち8款の質疑はありませんか。

森君。

11番（森 治史君）

すいません、32ページ。さっきとおんなしように工事請負と一緒にですけど。

この、確か町道橋川線とかいうような話で説明を受けましたが、2個あるがですね、橋川という地区名が。

それで、ただそれに佐賀も付かず大方も付かずだったもんで場所をはっきり知りたい関係で、どちらの橘川線なのかを教えてくださいたいんですが。

議長（山本久夫君）

建設課長。

建設課長（今西文明君）

お答え致します。

佐賀橘川を予定しております。

以上です。

議長（山本久夫君）

ほかに質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

次に、歳出のうち9款の質疑はありませんか。

小松君。

1 番（小松孝年君）

9 款の2 目の11 節ですね、需用費。

これはライフジャケットの購入、72 着でありました。ほんと大変これ、いいことだと思います。

これがですね、この72 着という数字が各屯所に配布されると思うんですけども、どういった内容というか、どういった内訳で配布されるか。

また、もしこれで全部賄えているかどうかということも聞きたいわけですけども、賄えてない場合、今後また増やしていくかどうか質問します。

議長（山本久夫君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

では、お答え致します。

このライフジャケットは72 着でございますけれど、装備の方は主にというか消防車両に配備する予定です。

以上です。

議長（山本久夫君）

ほかに質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

次に、歳出のうち10 款の質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

次に、歳出のうち11 款の質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、歳出全部の質疑を終わります。

次に、第2 表地方債補正の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第 39 号の質疑を終わります。

次に、議案第 40 号、平成 25 年度黒潮町給与等集中処理特別会計補正予算についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第 40 号の質疑を終わります。

次に、議案第 41 号、平成 25 年度黒潮町国民健康保険事業特別会計補正予算についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第 41 号の質疑を終わります。

次に、議案第 42 号、平成 25 年度黒潮町国民健康保険直診特別会計補正予算についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第 42 号の質疑を終わります。

次に、議案第 43 号、平成 25 年度黒潮町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第 43 号の質疑を終わります。

次に、議案第 44 号、平成 25 年度黒潮町介護保険事業特別会計補正予算についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第 44 号の質疑を終わります。

次に、議案第 45 号、平成 25 年度黒潮町介護サービス事業特別会計補正予算についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第 45 号の質疑を終わります。

次に、議案第 46 号、平成 25 年度黒潮町情報センター事業特別会計補正予算についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第 46 号の質疑を終わります。

次に、議案第 47 号、平成 25 年度黒潮町水道事業特別会計補正予算についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第 47 号の質疑を終わります。

次に、議案第 48 号、黒潮町過疎地域自立促進計画の変更についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第 48 号の質疑を終わります。

これで質疑を終わります。

ただ今議題となっています議案を、それぞれの常任委員会に付託します。

総務常任委員会には、議案第 24 号のうち歳入全部、歳出のうち 2 款、9 款、12 款および 13 款。財産にかんする調書のうち総務常任委員会が所管する事項。議案第 27 号、議案第 35 号、議案第 37 号、議案第 38 号、議案第 39 号のうち歳入全部、歳出のうち 2 款および 9 款。第 2 表地方債補正。議案第 40 号、議案第 46 号および議案第 48 号。

以上を総務常任委員会に付託します。

産業建設常任委員会には、議案第 24 号のうち、歳出のうち 5 款から 8 款までおよび 11 款。財産にかんする調書のうち産業建設常任委員会が所管する事項。議案第 32 号、議案第 33 号、議案第 36 号、議案第 39 号のうち、歳出のうち 6 款から 8 款までおよび 11 款。議案第 47 号。

以上を産業建設常任委員会に付託します。

教育厚生常任委員会には、議案第 24 号のうち、歳出のうち 3 款、4 款および 10 款。財産にかんする調書のうち教育厚生常任委員会が所管する事項。議案第 25 号、議案第 26 号、議案第 28 号から議案第 31 号まで、議案第 34 号、議案第 39 号のうち、歳出のうち 3 款、4 款および 10 款。議案第 41 号から議案第 45 号まで。

以上を教育厚生常任委員会に付託します。

以上のとおり、それぞれの常任委員会に付託します。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

散会時間 11 時 02 分